

2021年6月
箱根登山鉄道株式会社

旅客営業規則改正のお知らせ

箱根登山鉄道（本社：神奈川県小田原市）では、下記のとおり、旅客営業規則を改正しますので、お知らせいたします。

記

- 1 施行日
2021年7月1日(木) 初電より
- 2 改正内容
新旧対照表（次葉以降を参照）のとおり

以 上

箱根登山鉄道株式会社「旅客営業規則」の一部改正

改 正	現 行
<p>(前 略)</p> <p>(運行不能・遅延等の場合のその他の請求)</p> <p>第290条 旅客は第282条、第289条 <u>又は第307条第4項</u>に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第282条から前条 <u>又は第307条第4項</u>に定める取扱いに限って請求することができる。</p> <p>2 旅客は列車等の運行不能若しくは遅延が発生した場合、<u>車両の故障等又は第307条第2項の規定による手回り品の内容の点検若しくは同条第3項の規定による協力の求めに応じたこと</u>により列車等に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。</p> <p>(中 略)</p>	<p>(前 略)</p> <p>(運行不能・遅延等の場合のその他の請求)</p> <p>第290条 旅客は第282条、第289条に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第282条から前条に定める取扱いに限って請求することができる。</p> <p>2 旅客は列車等の運行不能若しくは遅延が発生した場合 <u>又は</u>車両の故障により列車等に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。</p> <p>(中 略)</p>
<p>(手回り品及び持込禁制品)</p> <p>第307条 旅客は第308条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。</p> <p>(1) 別表第2号にあげるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼす恐れがあるもの。</p> <p>(2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く）</p> <p>(3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用する恐れがないと認められるもの及び懐炉を除く。）</p> <p>(4) 死体</p> <p>(5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな類及び魚介類で容器に入れたもの、第308条第3項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は同条第4項に規定する小動物を除く。）</p> <p>(6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかける恐れがあるもの。</p> <p>(7) 車両を破損する恐れがあるもの。</p> <p>(注) 別表第2号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。</p> <p>2 前項ただし書 <u>第1号又は</u>第2号の規定による物品 <u>の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により</u>、その旅客の立合いを求め、手回り品の内容の点検をすることがある。</p> <p><u>3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。</u></p> <p><u>4 第2項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによつて、列車に乗車できないとき（第1項ただし書きに定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第282条第1項第1号ア、イ及びウのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。</u></p> <p><u>5 第2項及び第3項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求め</u>に応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。 <u>点検後の指示に従わない場合も同様とする。</u></p> <p><u>6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。</u></p> <p>(中 略)</p>	<p>(手回り品及び持込禁制品)</p> <p>第307条 旅客は第308条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。</p> <p>(1) 別表第2号にあげるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼす恐れがあるもの。</p> <p>(2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く）</p> <p>(3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用する恐れがないと認められるもの及び懐炉を除く。）</p> <p>(4) 死体</p> <p>(5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな類及び魚介類で容器に入れたもの、第308条第3項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は同条第4項に規定する小動物を除く。）</p> <p>(6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかける恐れがあるもの。</p> <p>(7) 車両を破損する恐れがあるもの。</p> <p>(注) 別表第2号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。</p> <p>2 旅客が、手回り品中に危険品又は前項のただし書第2号の規定による物品 を収納している疑いがあるときは、その旅客の立合いを求め、手回り品の内容の点検をすることがある。</p> <p>3 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。</p> <p>(中 略)</p>
<p>(無料手回り品)</p> <p>第308条 旅客は、携帯できる物品であつて、列車等の状況により、運輸上支障を生ずる恐れがないと認められるときに限り、3辺の最大の和が250センチメートル以内のもので、その重量が30キログラム以内のものを無料で車内に2個まで持ち込むことができる。ただし、長さは2メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。</p> <p>2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車については、解体して専用の袋に収納したものに限り、無料で車内に持ち込むことができる。</p> <p>3 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずる恐れがないと認められる場合に限り、次の各号の1に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。</p> <p>(1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。</p> <p>(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬</p>	<p>(無料手回り品)</p> <p>第308条 旅客は、携帯できる物品であつて、列車等の状況により、運輸上支障を生ずる恐れがないと認められるときに限り、3辺の最大の和が250センチメートル以内のもので、その重量が30キログラム以内のものを無料で車内に2個まで持ち込むことができる。ただし、長さは2メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。</p> <p>2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車については、解体して専用の袋に収納したものに限り、無料で車内に持ち込むことができる。</p> <p>3 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずる恐れがないと認められる場合に限り、次の各号の1に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。</p> <p>(1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。</p> <p>(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬</p>

改 正	現 行
<p>がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。</p> <p>4 旅客は、子犬・猫・はと又はこれ等に類する小動物（猛獣及びへびの類を除く）であって、次の各号に該当するものは、無料で車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) <u>他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、3辺の最大の和が、120センチメートル以内の専用の容器に収納したもの。</u></p> <p>(2) <u>専用の容器に収納した重量が10キログラム以内のもの。</u></p> <p>(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘、つえ、ハンドバック、ショルダーバック等は、本条の個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。</p> <p>4 旅客は、子犬・猫・はと又はこれ等に類する小動物（猛獣及びへびの類を除く）であって、次の各号に該当するものは、無料で車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) 長さ70センチメートル以内、最小の立方体の長さ、幅及び高さの和が90センチメートル程度の容器に収納したもので、かつ他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかける恐れがないと認められるもの。</p> <p>(2) 容器に収納した重量が10キログラム以内のもの。</p> <p>(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘、つえ、ハンドバック、ショルダーバック等は、本条の個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。</p> <p>(以下略)</p>

附則

この規則は、2021年7月1日より実施する。